

## 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令 の一部改正について

令和2年12月4日（令和3年10月1日施行）に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（以下、「政令」という。）」が改正され、**小規模建築物（500㎡未満）に係る新たなバリアフリー基準が追加されました。**

改正の背景・内容や今後の本県における対応を検討するに当たっての視点等について報告しますので、委員皆さまの現時点でのお考えをお伺いします。

### 1 改正背景等

#### （1）改正背景

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下、「法」という。）」では、病院や官公署、飲食店など、**不特定かつ多数の者が利用する建築物で、2,000㎡以上の大規模建築物**を建築等する場合には、**建築主**に対し、「**建築物移動等円滑化基準（※1）**（以下、「バリアフリー基準という。」）への適合を義務規定としているところ。

また、**地方公共団体は地域の実情を踏まえ**、より一層の高齢者、障がい者等に対する配慮が必要と判断した場合は、条例制定により、**バリアフリー基準への適合を義務規定とする建築物の追加等**ができるとされており、全国では本県も含めて20団体（※2）が建築物の追加等を実施している。

国では、「改正前のバリアフリー基準は大規模建築物を想定した基準であるため、地方公共団体が基準面積の引下げにより、**小規模建築物**に基準の適合を義務付けようとした場合、**建築主にとって過度な負担が生じる（※3）**ため」条例制定が進んでいないと考えており、従来の基準と比較して緩やかな小規模建築物に係るバリアフリー基準を新たに追加し、地方公共団体がより柔軟に条例改正を行えるようにしたもの。

※1 バリアフリー基準とは高齢者、障がい者等が円滑に建築物を利用するために必要な出入口、廊下、階段、トイレ等の構造及び配置に係る基準のこと。  
・車いす使用者と人がすれ違える廊下幅（120cm以上）を確保  
・車いす使用者用トイレを1以上設置 など

※2 本県ではひとにやさしいまちづくり条例の制定により、本来は法の対象ではない、1,000㎡以上の病院等、1,000㎡以上の老人ホーム等を追加している。  
建築物の追加等を実施している地方公共団体は、**岩手県、山形県、埼玉県、東京都、神奈川県、長野県、石川県、京都府、大阪府、兵庫県、鳥取県、徳島県、大分県、熊本県、世田谷区、練馬区、横浜市、川崎市、高山市**

※3 改正前のバリアフリー基準は、車いす利用者等に配慮して120cm以上の廊下幅の確保が必要であり、小規模建築物で120cm以上の廊下幅を確保しようとした場合、**事業スペース等が狭くなるなど、設計に当たっての制限が大きい**ほか、手すりの設置や床材の制限など、**工事コストが高くなり、小規模建築物の建築主（小規模事業者）にとっては負担が大きい。**

## (2) 改正内容

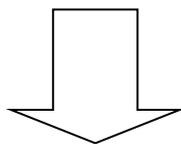
小規模建築物（500㎡未満）に係る新たなバリアフリー基準が追加されたもの。

新たな整備基準は、大規模建築物を想定した基準と比較し、一部基準が緩和されている。

### ○基準緩和されている点（一部抜粋）

	大規模建築物	小規模建築物
便所	<ul style="list-style-type: none"><li>・車椅子用トイレを1以上設置</li><li>・オストメイトトイレを1以上設置</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・基準なし</li></ul>
敷地内通路	<ul style="list-style-type: none"><li>・表面は滑りにくい材料で仕上げる</li><li>・段差を設ける場合は手すりを設置</li><li>・急な傾斜路には手すりを設置</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・基準なし</li></ul>
駐車場	<ul style="list-style-type: none"><li>・幅は350cm以上とする</li><li>・できるだけ施設に近い位置に設置</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・基準なし</li></ul>
移動等 円滑化経路 (※)	<ul style="list-style-type: none"><li>・出入口は幅80cm以上、</li><li>・廊下幅は幅 <b>120cm以上</b>、</li><li>・傾斜路は幅 <b>120cm以上</b></li><li>・階段を設ける必要がある場合、エレベーター等を設置</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・出入口は幅80cm以上</li><li>・廊下幅は幅 <b>90cm以上</b>、</li><li>・傾斜路は幅 <b>90cm以上</b></li><li>・階段を設ける必要がある場合、エレベーター等を設置</li></ul>

※ 移動等円滑化経路はバリアフリー基準のひとつで、建築主は不特定多数の者が利用する場所（部屋）までの経路のうち、1以上を高齢者や障がい者等が円滑に利用できる経路を設けなければならないとされている。



本県において、追加された新たなバリアフリー基準の適合を、小規模建築物に対して義務規定とする必要があるのか否か検討が必要

## 2 検討の視点

検討の視点としては、概ね次の3点が考えられ、**検討の視点が適当かどうか現時点でのお考えを伺いたい**。いただいた回答を踏まえて、引き続き、検討を進めていきます。

- ① 本県では、**ひとにやさしいまちづくり条例**（以下、「条例という。」）において、**小規模建築物を含めた不特定かつ多数の者が利用する建築物**に対し、「**公共的施設整備基準（3を参照）への適合を努力義務規定**としており、当該基準の運用により、全ての人が安全かつ円滑に利用できる施設整備を推進しているところ。

こうした中においても、適合の義務規定による運用は重要な視点と認識しているが、これまで取り組んできた「**公共的施設整備基準**」に基づく運用の効果等を踏まえた検討が必要。

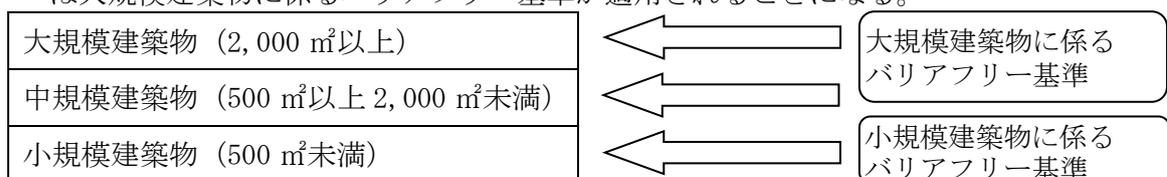
- ② 法及び政令の解釈では、条例制定により、小規模建築物に対して適合を義務規定とした場合、中規模建築物（500㎡以上2,000㎡未満）については、**中規模建築物に係るバリアフリー基準は規定されていないことから、大規模建築物に係るバリアフリー基準の適合が義務規定となる（※1）**。

このため、新たな義務規定により、小規模建築主のみならず、中規模建築主に対する設計の制限や工事コストが増加することから、民間事業者の県内での新規事業展開を妨げる要因になることが考えられるなど、**民間事業者の負担を踏まえた検討が必要**。

- ③ 令和3年6月に東京都が実施した調査によると、政令の改正を受け、**新たに条例改正を予定している都道府県はない（※2）**ほか、②による民間事業者の負担を踏まえ、**全国的及び社会的な動向等を踏まえた検討が必要**。

### ※1 中規模建築物の取り扱い

中規模建築物に係るバリアフリー基準は規定されていないことから、中規模建築物には大規模建築物に係るバリアフリー基準が適用されることになる。



なお、法及び政令の解釈の要旨は、以下のとおり。（法第14条、政令第9、10条関係）

- ① 2,000㎡以上の不特定かつ多数の者が利用する建築物を建築する場合は、バリアフリー基準に適合させなければならない（法第14条、政令第9条）。
- ② 地方公共団体は、①の建築規模を条例制定により、2,000㎡未満に定めることができる（法第14条）。
- ③ ②により地方公共団体が、条例で①の**建築規模を500㎡未満に定めた場合**、500㎡未満の建築物には小規模建築物に係るバリアフリー基準を適用する（政令第10条）。

※2 5都府県（埼玉県、東京都、大阪府、兵庫県、鳥取県）においては、政令施行前から、小規模建築物に対し、大規模建築物に係る基準の適合を義務付けていた都府県はあること。

### 3 条例の概要（建築分野）

ひとにやさしいまちづくり条例では、不特定多数の者が利用する施設を「公共的施設」、公共的施設のうち特に整備が必要な施設を「特定公共的施設」と定義し、当該建築物の設置者、所有者等（既存施設も含む）に対し、「公共的施設整備基準」への適合を努力義務規定としている。

また、特定公共的施設を設置する場合は、県への事前協議を義務付けているところであり、こうした取組により、ひとにやさしいまちづくりの推進を図っているところ。

#### ○概要図

##### 公共的施設（条例第2条第2項）

不特定かつ多数の者が利用する施設  
例) 百貨店、飲食店など

##### 特定公共的施設（条例第2条第3項）

公共的施設のうち特に整備が必要な施設  
例) 百貨店のうち床面積が300㎡以上のもの  
飲食店のうち床面積が300㎡以上のものなど

設置者、所有者は基準への適合が努力義務規定

①設置者、所有者は基準への適合が努力義務規定  
②県への事前協議が義務規定

#### ○公共的施設整備基準

公共的施設整備基準は、ひとにやさしいまちづくり条例に定める本県独自の整備基準のこと。すべての人が安全かつ円滑に利用できるよう、廊下、階段、便所、敷地内の通路等に関する整備基準を設けており、基本的には大規模建築物に係るバリアフリー基準を準用しているが、対象建築物の追加や、乳幼児用のトイレ設置、積雪への配慮などの整備基準を設けるなど、**基準の上乗せを実施している。**

上乗せ基準の例) 整骨院や神社等に基準適合を追加

トイレ…乳幼児用のトイレを1以上設置

出入口…積雪等影響を少なくするため、屋根等を設置など

#### (参考) 法と条例の整備基準の比較（一部抜粋）

	法（大規模建築物）	法（小規模建築物）	条例（公共的施設整備基準）
便所	<ul style="list-style-type: none"> <li>車椅子用トイレを1以上設置</li> <li>オストメイトトイレを1以上設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基準なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>車椅子用トイレを1以上設置</li> <li>オストメイトトイレを1以上設置</li> <li>乳幼児用トイレを1以上設置</li> </ul>
敷地内通路	<ul style="list-style-type: none"> <li>表面は滑りにくい材料で仕上げる</li> <li>段差を設ける場合は手すりを設置</li> <li>急な傾斜路には手すりを設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基準なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>表面は滑りにくい材料で仕上げる</li> <li>段差を設ける場合は手すりを設置</li> <li>急な傾斜路には手すりを設置</li> </ul>
駐車場	<ul style="list-style-type: none"> <li>幅は350cm以上とする</li> <li>できるだけ施設に近い位置に設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基準なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>車椅子用駐車場を、100区画未満は1以上、100区画以上は2以上設置</li> <li>幅は350cm以上とする</li> <li>できるだけ施設に近い位置に設置</li> <li>積雪等に配慮した位置に設置</li> </ul>
移動等円滑化経路	<ul style="list-style-type: none"> <li>出入口は幅80cm以上、</li> <li>廊下幅は幅120cm以上</li> <li>傾斜路は幅120cm以上</li> <li>階段を設ける必要がある場合、エレベーター等を設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>出入口は幅80cm以上、</li> <li>廊下幅は幅90cm以上、</li> <li>傾斜路は幅90cm以上</li> <li>階段を設ける必要がある場合、エレベーター等を設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>出入口は幅80cm以上</li> <li>出入口は積雪等影響を少なくするため、屋根等を設置</li> <li>廊下幅は幅120cm以上</li> <li>傾斜路は幅120cm以上</li> <li>階段を設ける必要がある場合、エレベーター等を設置</li> </ul>
浴室	<ul style="list-style-type: none"> <li>基準なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基準なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>手すりを設置</li> <li>十分な空間を確保</li> </ul>